

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（インド）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－24	
	作 成	令和 8 年 6 月 2 9 日
	変 更	令和 8 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、この役務という。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) Wi-fi ルーター（借上）の手配

g) 査証（visa）の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－輸送期日及び輸送区間等

区分	期 日	輸送区間（基準）		人員 (名)	備 考
		発地	経由地及び着地		
往路	1 0 月 4 日（日）	羽田空港	～デリー空港	3 4	エコノミークラス
		デリー空港	ホテル	4 0	大使館員等 6 名程度同席
インド国内移動①	1 0 月 5 日（月）	ホテル (デリー近郊)	デリー近郊（市内研 修等）～国立戦争記 念公園～ホテル	4 0	大使館員等 6 名程度同席
インド国内移動②	1 0 月 6 日（火）	ホテル (デリー近郊)	日本大使館～統合国 防参謀本部～陸軍シ ュミレーションセン ター（WARDEC）～ホ テル	4 0	大使館員等 6 名程度同席
インド国内移動③	1 0 月 7 日（水）	ホテル (デリー近郊)	地上戦研究所 （CLAWS）～デリー 近郊～アグラ近郊～ ホテル	4 0	大使館員等 6 名程度同席
インド国内移動④	1 0 月 8 日（木）	ホテル (アグラ近郊)	空挺部隊施設等～ア グラ要塞～タージマ ハル～アグラ近郊～ ホテル	4 0	大使館員等 6 名程度同席
インド国内移動⑤	1 0 月 9 日（金）	ホテル (アグラ近郊)	～アグラ近郊～デリ ー近郊～デリー空港	4 0	大使館員等 6 名程度同席
復路	1 0 月 9 日（金） ～1 0 月 1 0 日 （土）	デリー空港	羽田空港	3 4	エコノミークラス

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり，指定した時刻は，それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 1 0 月 4 日（日）羽田空港発の便は，1 1 時前後に羽田空港を出発する便とし，同日 1 6 ～ 1 7 時前後にデリー空港に到着する直行便とする。
- b) 1 0 月 9 日（金）デリー空港発の便は，2 0 時前後にデリー空港を出発する便とし，翌日 7 時前後に羽田空港に到着する便とする。
- c) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は 4 0 kg とし，必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。
なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。
- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月9日（金）復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、9月25日（金）1100時までに受領官側に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等（借上）による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表（付表1）に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、官側から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両は、“バス”については40名が乗車できる大型バス1台とする。
- b) バスは、“運転手1名付”とし、乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに、大型のトランクを有し各人の荷物が格納でき、可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は、添乗員1名を同行させること。
なお、添乗員の手配に関する事項は2.6項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は、この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は、契約締結後にバスの車種及び車両番号等の情報を官側に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は、契約締結後、速やかに加入している任意保険の補償内容（搭乗者傷害無制限）を官側に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（表1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) 10月4日（日）から6日（火）に宿泊するデリー市内の宿泊施設は、治安の良いエリアに所在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- b) 10月7日（水）及び8日（木）に宿泊するアグラ市内の宿泊施設は、治安の良いエリアに所

在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。

- c) 宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。
- d) 10月5日（月）から9日（金）までの間における朝食は、宿泊場所において手配すること。
- e) 宿泊場所の規格等
宿泊対象者（34名）が宿泊可能なシングルルーム3名分、ツインルーム（対応困難であればシングルルーム）31名分の部屋を確保すること。ツインルームの内、1部屋はシングルユースとする。
- f) 宿泊する部屋は、日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とし、努めて、まとまった配置とする。また、水洗トイレ、シャワー、ベッド、冷蔵庫、机、テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
- b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、宿泊施設の所在地、部屋の規格、宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を官側に提示し、確認を受けること。
- c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は、この役務に含まれるものとする。
- d) 可能であれば日本語対応デスク設置（スタッフ在籍）とする。

2.4 喫食に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 喫食場所については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
- b) 10月4日（日）夕食、10月5日（月）朝食から9日（金）昼食までの喫食と喫食場所を確保すること。
- c) 昼食は研修先近傍のレストラン等、状況により携行食（ランチボックス可）とする。
- d) 懇親会を予定する10月6日（火）の夕食は、宿泊するホテルまたはその近傍で、45名程度が一同に会食できる喫食場所を確保すること。
- e) 10月4日（日）から9日（金）の間、飲料水（1日500ml×4本／人）を確保し配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表（表1）に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国（空港）から出国入国（空港）までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者（1名）を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する官側に事前に報告し了承を得ること。
- b) 添乗員は日本語を理解し、日本語によるガイドが可能なこと。
- c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、官側等の指示に従うこと。
- d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 Wi-fi ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表 2 のとおり。

表 2 一借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月4日（日）～10月9日（金）	個	10

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月4日（日）羽田空港出発前までに、官側が受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月9日（金）羽田空港到着以降、別途示す要領で契約の相手方へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) Wi-fi ルーターの容量については無制限とし、回線については4Gとする。
- b) インド国内で使用可能なものとする。
- c) Wi-fi ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 研修場所の予約・支払いの手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 3 のとおり。

表 3 一期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所	備 考
10月5日（月）	34名分	インド空軍博物館	日本語ツアー希望
		クトゥブミナール	
		レッドフォート	
		フマユーン廟	
10月8日（木）	34名分	アグラ要塞	
		タージマハル	

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 官側から提示する期日に研修場所の予約、支払い、場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8.3 査証（visa）の手配

査証の申請、支払い等手配を予備用員2名を含み34名分対応するものとする。

その際、必要な個人情報等は官側との調整により授受し、取扱いに留意するものとする。

契約の相手方は、9月25日（金）1100時までに官側に査証を引渡すこと。

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

行動予定表（インド）

□：統合研修 □：陸軍種研修 □：その他研修

	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日
	日	月	火	水	木	金	土
午前	移動 羽田空港 ～ デリー空港	デリー市内 （研修） ・インド空軍博物館 ・クトゥブミナール ・レッドフォート ・フマユーン廟	日本大使館 （研修） 統合国防参謀 本部 （研修）	地上戦研究所 （研修・意見交換）	空挺部隊施設等 （研修）	移動 アグラ ～ デリー	移動 デリー空港 ～ 羽田空港
午後		国立戦争記念公園 （研修、献花等）	陸軍参謀本部 （研修） 陸軍シミュレー ションセンター （研修） 防衛駐在官との 懇親会	移動 デリー ～ アグラ	史跡等 （研修） ○アグラ要塞 ○タージマハル	デリー市内 （研修） 移動 デリー空港 ～ 羽田空港	
宿泊	デリー	デリー	デリー	アグラ	アグラ	機内	

調達要求番号： 6KL91A60028

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（タイ）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－25	
	作 成	令和 8 年 6 月 2 9 日
	変 更	令和 8 年 月 日
作成部隊等名		教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、この役務という。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) Wi-fi ルーター（借上）の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－輸送期日及び輸送区間等

区分	期 日	輸送区間（基準）		人員 (名)	備 考
		発地	経由地及び着地		
往路	10月5日（月）	羽 田 空 港	スワンナプーム空港	39	ビジネスクラス：1名 エコノミークラス：38名
泰国内移動①	10月5日（月）	スワンナプーム 空港	スワンナプーム空港～ホテル	45	大使館員等 6名程度同席
泰国内移動②	10月6日（火）	ホテル	日本大使館～タイ陸 軍指揮幕僚学校～ホ テル	45	大使館員等 6名程度同席
泰国内移動③	10月7日（水）	ホテル	タイ国軍司令部～タ イ国軍開発訓練セン ター（夕の懇親会の ためのホテルと近傍 レストランの往復を 含む。）	45	大使館員等 6名程度同席
泰国内移動④	10月8日（木）	ホテル	タイ陸軍司令部～戦 争博物館～バンコク 市内・周辺の陸軍部 隊所在地（第2騎兵 師団等）～バンコク 市内・周辺の文化財・ 史跡（王宮・ワットポ ー・ワットアルン）	45	大使館員等 6名程度同席
国内移動⑤	10月9日（金）	ホテル	スワンナプーム空港	45	大使館員等 6名程度同席
復路	10月9日（金）	スワンナプーム 空港	羽 田 空 港	39	ビジネスクラス：1名 エコノミークラス：38名

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり、指定した時刻は、それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 10月5日（月）羽田空港発（10時30分以降）の便は、バンコク スワンナプーム空港に到着する便であり、5日（月）15時～17時前後に到着する直行便とする。
- b) 10月9日（金）バンコク スワンナプーム空港発（9時以降）の便は、羽田空港に9日（金）17時～19時前後に到着する直行便とする。
- c) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は30kgとし、必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。
- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月9日（金）復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、9月25日（金）1100時までに受領検査官に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等（借上）による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表（付表1）に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、官側から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両は、“バス”については46名が乗車できる大型バス1台とする。
- b) バスは、“運転手1名付”とし、乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに、大型のトランクを有し各人の荷物を積載でき、可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は、添乗員1名を同行させること。なお、添乗員の手配に関する事項は 2.6 項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は、この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は、契約締結後にバスの車種及び車両番号等の情報を官側に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は、契約締結後、速やかに加入している任意保険の補償内容（搭乗者傷害無制限）を官側に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（付表1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) 10月5日（月）夕から9日（金）朝（4泊）に宿泊するバンコク市内の宿泊施設は、研修先及び支援を受ける在タイ日本大使館へのアクセスの良さを考慮して、在タイ日本大使館から直線距離で概ね3km以内で、支援治安の良いエリアに所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐車スペースを確保できること。
- b) 10月5日（月）夕から9日（金）朝までの間は、宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。

- c) 10月6日（火）から9日（金）までの間における朝食は、宿泊場所において手配すること。
- d) 宿泊場所の規格等
宿泊対象者（39名）が宿泊可能なアップグレード1名分、シングルルーム5名分、ツインルーム（対応困難であればシングルルーム）33名分の部屋を確保すること。ツインルームの内、1名はシングルユースとする。
- e) 宿泊する部屋は、日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とし、努めて、まとまった配置とする。また、水洗トイレ、シャワー、ベッド、冷蔵庫、机、テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
- b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、宿泊施設の所在地、部屋の規格、宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を官側に提示し、確認を受けること。
- c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は、この役務に含まれるものとする。
- d) 可能であれば日本語対応デスク設置（スタッフ在籍）とする。

2.4 喫食に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 喫食場所については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
- b) 10月5日昼食～10月9日昼食の喫食と喫食場所を確保すること。
（10月5日昼、10月9日昼については、機内食がある場合は除く。また、別途、タイ陸軍指揮幕僚学校から昼食の提供を受ける10月6日昼を除く。）
- c) 食事に併せて、懇親会を予定する10月7日夕食の会場については、50名程度が一同に会食できる広い会場を確保すること。
- d) 昼食は携行食（ランチボックス可）、状況により研修先近傍のレストラン等とする。
- e) 10月5日～9日の間、飲料水（1日500ml×4本／人）を確保し配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表（付表1）に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国（空港）から出国入国（空港）までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者（1名）を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する官側に事前に報告し了承を得ること。
- b) 添乗員は日本語を理解し、日本語によるガイドが可能なこと。
- c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、官側等の指示に従うこと。
- d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 Wi-fi ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表2のとおり。

表 2 一借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月5日（月）～10月9日（金）	個	15

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月5日（月）羽田空港出発前までに、官側が受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月9日（金）羽田空港到着以降、別途示す要領で契約の相手方へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) Wi-fi ルーターの容量については無制限とし、回線については4Gとする。
- b) タイ国内で使用可能なものとする。
- c) Wi-fi ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 研修場所の予約・支払いの手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表3のとおり。

表 3 一期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所	備 考
10月9日（金）	39名分	王宮	日本語ツアー希望
10月9日（金）	39名分	ワット・アルン	
10月9日（金）	39名分	ワット・ポー	

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 官側から提示する期日に研修場所の予約、支払い、場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

行動予定表（タイ）

□：統合研修 □：陸軍種研修 □：その他研修

	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日
	月	火	水	木	金
午前		日本大使館 （研 修）	国軍司令部 （研修）	タイ王国陸軍司令部 （研修）	
午後	移 動 羽田空港 ～ スワンブーム空港	陸軍指揮幕僚学校 （研修、意見交換）	国軍開発訓練センター （研修） 防衛駐在官との 懇談	戦争博物館 （研修） ※ 陸軍司令部敷地内併設 第1軍管区部隊 第2騎兵師団等 （研修） バンコク市内 （研修） ・王宮 ・ワットポー ・ワットアルン	移 動 スワンブーム空港 ～ 羽田空港
宿泊	バンコク	バンコク	バンコク	バンコク	

調達要求番号： 6KL91A60028

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（シンガポール）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－26	
	作 成	令和 8 年 6 月 2 9 日
	変 更	令和 8 年 月 日
作成部隊等名		教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、この役務という。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) Wi-fi ルーター（借上）の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－輸送期日及び輸送区間等

区分	期 日	輸送区間		人員 (名)	備 考
		発地	経由地及び着地		
往路	1 0 月 5 日 (月)	羽 田 空 港	チャンギ空港	3 3	エコノミークラス
		チャンギ 空 港	ホテル	3 9	6 名程度同席 (大使館等 5 名、添乗員 1 名)
星国内移動①	1 0 月 6 日 (火)	ホテル	日本大使館～ 日本人墓地公園～ 軍司令部～ ホテル	3 9	6 名程度同席 (大使館等 5 名、添乗員 1 名)
星国内移動②	1 0 月 7 日 (水)	ホテル	軍司令部～ CSC～ ホテル	3 9	6 名程度同席 (大使館等 5 名、添乗員 1 名)
星国内移動③	1 0 月 8 日 (木)	ホテル	Ford 博物館～ BattleBox～ ホテル	3 9	6 名程度同席 (大使館等 5 名、添乗員 1 名)
復路	1 0 月 9 日 (金)	ホテル	チャンギ空港	3 9	6 名程度同席 (大使館等 5 名、添乗員 1 名)
		チャンギ 空港	羽 田 空 港	3 3	エコノミークラス

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり、指定した時刻は、それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 1 0 月 5 日 (月) 羽田空港発の便は、1 1 時前後に羽田空港を出発する便とし、同日 1 8 時前後にチャンギ空港に到着する直行便とする。
- b) 1 0 月 9 日 (金) チャンギ空港発の便は、1 1 時前後にチャンギ空港を出発する便とし、同日 1 9 時前後に羽田空港に到着する便とする。
- c) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は 2 3 kg 前後×2 個とし、必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。
なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。
- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月9日（金）復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、9月30日（水）1100時までに受領検査官に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等（借上）による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表（付表1）に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、官側から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両は、“バス”については39名が乗車できる大型バスとする。
- b) バスは、“運転手1名付”とし、乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに、大型のトランクを有しており、各人の荷物が格納可能であること。また、可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は、添乗員1～2名を同行させること。
なお、添乗員の手配に関する事項は2.6項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は、この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は、契約締結後にバスの車種及び車両番号等の情報を官側に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は、契約締結後、速やかに加入している任意保険の補償内容（搭乗者傷害無制限）を官側に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（付表1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) クラーク・キー周辺において治安の良いエリアに所在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- b) 宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。

c) 宿泊場所の規格等

宿泊対象者（33名）が宿泊可能でシングルルーム4名分、ツインルーム（対応困難であればシングルルーム）26名分、トリプルルーム（対応困難であればシングルルーム・ツインルーム）3名分（女性）の部屋を確保すること。

d) 宿泊する部屋は、日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とする。また、水洗トイレ、シャワー、ベッド、冷蔵庫、机、テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
- b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、宿泊施設の所在地、部屋の規格、宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を官側に提示し、確認を受けること。
- c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は、この役務に含まれるものとする。
- d) 可能であれば日本語対応デスク設置（スタッフ在籍）とする。

2.4 喫食に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 喫食場所については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
- b) 10月5日（月）夕食、6日（火）朝食～9日（金）昼食の喫食と喫食場所を33名分確保すること。
- c) 10月6日（火）～9日（金）の昼食は携行食（ランチボックス可）、状況により研修先近傍のレストラン等とする。33名分とする。
- d) 10月8日（木）の夕食は、33名による喫食を会食形式で確保すること。この際、喫食場所については、39名程度が一堂に会食できる広い会場を宿泊するホテルまたはその近傍で確保すること。
- e) 10月6日（火）～8日（木）の間、飲料水（1日500ml×4本／人）を確保し、配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表（表1）に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国（空港）から出国入国（空港）までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者（1～2名）を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する官側に事前に報告し了承を得ること。
- b) 添乗員は日本語を理解し、日本語によるガイドが可能なこと。
- c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、官側等の指示に従うこと。
- d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 Wi-fi ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表2のとおり。

表 2 一借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月5日（月）～10月9日（金）	個	14

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月5日（月）羽田空港出発前までに、官側が受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月9日（金）羽田空港到着以降、別途示す要領で契約の相手方へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) Wi-fi ルーターのデータ量については無制限とし、回線については4G以上とする。
- b) 星国内で使用可能なものとする。
- c) Wi-fi ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 供花の手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 3 のとおり。

表 3 一期日及び数量等

期日	単位	数量	受 渡 場 所
10月6日（火） 0830 基準	個	1	大使館行バス乗車時

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 供花は生花の花環とする。
- b) 供花の規格は直径が60cm～80cmの間とし、花環の中央に、契約決定後に官側から提示する文字を記したカードを付けること。
- c) 供花の受渡し時間は、契約決定後に、官側から契約の相手方に別途通知するものとする。
- d) 契約の相手方は、この仕様書で指定した供花の受渡し期日の**前日 1900 時**までに、官側から受渡し時間及び場所について変更の要請があった場合に対応できるものとする。
- e) 供花に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.9 研修場所の予約・支払いの手配

2.9.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 4 のとおり。

表 4－期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所	備 考
10月8日（木）	33名分	Ford 跡地博物館	日本語ツアー希望
		Battle Box 博物館	日本語ツアー希望

2.9.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 官側から提示する期日に研修場所の予約、支払い、場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

行動予定表（シンガポール）

□：統合研修 □：陸軍種研修 □：その他研修

	10月5日 月	10月6日 火	10月7日 水	10月8日 木	10月9日 金
午前	移動 羽田空港 ～ チャンギ空港	日本大使館 （研 修） 日本人墓地公園 （研 修） 軍司令部 （研修）	陸軍司令部 （研修） 指揮幕僚学校 （研修、意見交換）	フォート跡地博物館 （研修）	移動 チャンギ空港 ～ 羽田空港
午後	シンガポール市内 （研 修）	統合参謀本部 （研修） デジタル・情報軍 （研修） 施設学校（研修）	部隊 （研修）	バトルボックス博物館 （研修） 防衛駐在官との 懇談	
宿泊	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	

※ 電子タバコについては単純所持だけで罰則の対象となるため、日本出発の時点から電子タバコ製品の持参は厳禁

調達要求番号： 6 K L 9 1 A 6 0 0 2 8

陸上自衛隊仕様書		
研修支援（オーストラリア）	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－ 2 7	
	作 成	令和 8 年 6 月 2 9 日
	変 更	令和 8 年 月 日
作成部隊等名		教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する研修支援（宿泊、給食、移動及び各種手配等）（以下、「この役務」と言う。）の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

この役務の内容は次のとおり。

a) 人員輸送

- 1) 航空機による輸送
- 2) バスによる輸送

b) 宿泊の手配

c) 喫食に関する事項

d) 施設見学に関する事項

e) 添乗員の手配

f) W i - F i ルーター（借上）の手配

g) 供花の手配

h) 着替え場所の手配

2.2 人員輸送に関する事項

2.2.1 航空機による輸送

2.2.1.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間等は表 1 のとおり。

表 1－輸送期日及び輸送区間等

区分	期 日	輸送区間		人員 (名)	備 考
		発地	経由地及び着地		
往路	1 0 月 2 5 日 (日)	成 田 空 港	ブリスベン空港	2 0	エコノミークラス: 2 0 名
豪国内移動 ①	1 0 月 2 6 日 (月)	ブリスベン 空港	陸軍第 1 師団～ブリスベ ン空港	2 0	
豪国内移動 ②	1 0 月 2 6 日 (月)	ブリスベン 空港	キャンベラ空港 ～キャンベラ市内ホテル	2 0	エコノミークラス: 2 0 名
豪国内移動 ③	1 0 月 2 7 日 (火)	キャンベラ 市内ホテル	日本大使館～戦争大学～ 戦争記念館～ キャンベラ市内ホテル	2 6	大使館員等 6 名程度同席
豪国内移動 ④	1 0 月 2 8 日 (水)	キャンベラ 市内ホテル	国防軍士官学校～ 国防省～ キャンベラ市内ホテル	2 6	大使館員等 6 名程度同席
豪国内移動 ⑤	1 0 月 2 9 日 (木)	キャンベラ 市内ホテル	D S T G～ 国立博物館等シドニー市 内～シドニー市内ホテル	2 0	
復路	1 0 月 3 0 日 (金)	シドニー市 内ホテル	シドニー空港～ 羽田空港	2 0	エコノミークラス: 2 0 名

2.2.1.2 輸送条件

輸送条件については次のとおりであり、指定した時刻は、それぞれの空港における現地時間を示すものとする。

- a) 1 0 月 2 5 日 (日) 成田空港発の便は、1 0 時前後に成田空港を出発する便とし、翌朝 2 6 日 (月) 7 時前後にブリスベン空港に到着する便とする。
- b) 1 0 月 2 6 日 (月) ブリスベン空港発の便は、1 5 時前後にブリスベン空港を出発する便とし、同日 2 6 日 (月) 1 8 時前後にキャンベラ空港に到着する直行便とする。
- c) 1 0 月 3 0 日 (金) シドニー空港発羽田空港着の便は、羽田空港に 1 0 月 3 0 日 (金) 2 2 時までに到着する便とすること。
- d) すべての便において各人の預け入れ可能な荷物の重量は 3 0 kg とし、必要経費についてはこの役務に含むものとする。

2.2.1.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 航空券手配に必要な航空機搭乗者等の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
- b) この役務には、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、空港税、国際観光旅客税等の必要経費を含むものとする。

なお、旅券については、官側が手配する公用旅券を使用する。

- c) 契約の相手方は、この役務のために手配した航空便が契約の相手方の責によらない天候等の理由により運航できなくなった場合、もしくは搭乗できなかった場合又は人員の変更が生じ

た場合は、速やかに契約担当官等と協議のうえ代替便の手配を行うこと。特に、10月26日（月）豪国内移動の航空便と10月30日（金）復路の航空便については、代替航空便の手配とともに状況に応じて宿泊施設の手配等についても契約担当官等と協議のうえ対応すること。

2.2.1.4 航空券の引渡し

契約の相手方は、10月16日（金）1100時までに受領検査官に航空券を引渡すこと。

2.2.2 バス等（借上）による輸送

2.2.2.1 輸送期日及び輸送区間等

輸送期日及び輸送区間は行動予定表（付表1）に記載のとおり。

なお、行動予定に示している時間及び行き先は変動する可能性があることから、契約締結後に、官側から契約の相手方に別途指示するものとする。

2.2.2.2 輸送条件等

輸送条件等は次のとおり。

- a) 借り上げる車両は、“バス”については26名が乗車できる大型バスとする。
- b) バスは、“運転手1名付”とし、乗車予定人数（運転手を除く）が正座席に乗車可能であるとともに、大型のトランクを有しており、各人の荷物が格納可能であること。また、可能な限り車内に水洗トイレ、カーテンが備え付けられている車両を手配すること。
- c) バスの運行期間中は、添乗員1～2名を同行させること。
なお、添乗員の手配に関する事項は2.6項による。
- d) バスの運行に必要な一切の諸経費は、この役務に含まれるものとする。
- e) 天候等による運行時間及び経路の変更に対応できること。
- f) 契約の相手方は、契約締結後にバスの車種、車両番号、運転手及び添乗員のIDカードの写し等の情報を官側に提示すること。
- g) 任意保険に加入している運行会社の車両を手配すること。

2.2.2.3 任意保険に関する事項

契約の相手方は、契約締結後、速やかに加入している任意保険の補償内容（搭乗者傷害無制限）を官側に提示し確認を受けなければならない。

2.3 宿泊の手配に関する事項

2.3.1 宿泊日及び宿泊場所等について

宿泊日及び宿泊場所等は行動予定表（付表1）のとおり。

2.3.2 宿泊場所の条件

宿泊場所の条件は次のとおり。

- a) 10月26日（月）から29日（木）に宿泊するキャンベラ市内の宿泊施設及び10月29日（木）から30日（金）に宿泊するシドニー市内の宿泊施設は、治安の良いエリアに所在するとともに、各研修場所やホテル等の移動に適切な場所に所在し、かつ、その近傍にバス乗降のための駐停車スペースを確保できること。
- b) 10月26日（月）から30日（金）までの間は、宿泊対象者が同一の宿泊場所に宿泊できること。
- c) 宿泊場所の規格等
宿泊対象者（20名）が宿泊可能でシングルルーム6名分、ツインルーム（対応困難であればシングルルーム）14名分の部屋を確保すること。

- d) 宿泊する部屋は、日本国内の一般的なビジネスホテルと同程度のセキュリティが確保できる部屋とし、努めて、部屋が隣り合う等まとまった配置とする。また、水洗トイレ、シャワー、ベッド、無料W i - F i , 冷蔵庫、机、テレビ等一般的な設備を有していること。

2.3.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 宿泊の手配に必要な宿泊者の情報は、契約締結後、契約の相手方に官側から提示する。
b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、宿泊施設の所在地、部屋の規格、宿泊料が掲載されている宿泊場所のパンフレット等を官側に提示し、確認を受けること。
c) 宿泊料及び宿泊場所における朝食代は、この役務に含まれるものとする。
d) 可能であれば日本語対応デスク設置（スタッフ在籍）とする。

2.4 喫食に関する事項

喫食場所及び喫食日等の条件は次のとおり。

- a) 10月26日昼食～30日昼食の喫食と喫食場所を確保すること。
b) 朝食と夕食については、宿泊するホテルまたは近隣のレストラン等とする。
c) 昼食は携行食（ランチボックス可）、状況により研修先近傍のレストラン等とする。
d) 10月26日～29日の間、飲料水（1日500ml×4本/人）を確保し配布すること。

2.5 施設見学に関する事項

行動予定表（付表1）に含まれる施設入場料及び駐車場料金は、この役務に含まれるものとする。

2.6 添乗員の手配に関する事項

添乗員の手配に関する事項は次のとおり。

- a) 添乗期間については、入国（空港）から出国入国（空港）までの間とする。
なお、添乗期間中は可能な限り同一の者（1～2名）を手配することとし、やむを得ず添乗期間中に添乗員を交代させる場合は、その旨を同行する官側に事前に報告し了承を得ること。
b) 添乗員は日本語を理解し、現地の一般常識、歴史、文化等についての知識があり、日本語によるガイドが可能なこと。
c) 添乗員は、添乗期間中に不測の事態が生じた場合は、官側等の指示に従うこと。
d) 添乗員に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.7 W i - F i ルーターの手配

2.7.1 借上期間及び数量

借上期間及び数量は、表2のとおり。

表2－借上げ期間及び数量

借上期間	単位	借上数量
10月25日（日）～10月30日（金）	個	5

2.7.2 受領・返却に関する事項

2.7.2.1 受領方法

契約の相手方は、10月25日（日）成田空港出発前までに、官側が受領できるよう手配すること。

2.7.2.2 返却方法

10月30日（金）羽田空港到着以降、別途示す要領で契約の相手方へ返却する。

2.7.3 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) W i - F i ルーターの通信容量については無制限とし、回線については4 G 以上とする。
- b) オーストラリア国内で使用可能なものとする。
- c) W i - F i ルーターの手配に必要な経費は、この役務に含まれるものとする。

2.8 供花の手配

2.8.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 3 のとおり。

表 3 一期日及び数量等

期日	単位	数量	受 渡 場 所
1 0 月 2 6 日 (月) 1 8 0 0 基準	個	1	宿泊ホテル内のロビー (献花 2 7 日の前日)

2.8.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 供花は生花の花環とする。
- b) 供花の規格は直径が 6 0 c m ～ 8 0 c m の間とし、花環の中央に、契約決定後に官側から提示する文字を記したカードを付けること。
- c) 供花の受渡し時間は、契約決定後に、官側から契約の相手方に別途通知するものとする。
- d) 契約の相手方は、この仕様書で指定した供花の受渡し期日の前日 1 8 0 0 時までに、官側から受渡し時間及び場所について変更の要請があった場合 に対応できるものとする。
- e) 供花に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.9 研修場所の予約・支払いの手配

2.9.1 期日及び数量等

期日及び数量等は表 4 のとおり。

表 4 一期日及び数量等

期日	数量	研 修 場 所	備 考
1 0 月 2 7 日 (火)	2 0 名分	戦争記念館	日本語ツアー希望
1 0 月 2 9 日 (木)	2 0 名分	国立博物館	日本語ツアー希望

2.9.2 その他の条件

その他の条件は次のとおり。

- a) 官側から提示する期日に研修場所の予約、支払い、場合によっては研修間の案内に対応するものとする。
- b) 研修に係る諸経費は、この役務に含まれるものとする。

2.9.3 着替え場所の手配

1 0 月 2 6 日 (月) のブリスベン空港到着後及び 1 0 月 2 9 日 (木) の D S T G 出発後、着替え

のための会議室等を空港内または近傍に確保すること。

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。また、キャンセル料に係る規定について契約後速やかに適宜の様式により官側へ提出すること。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

行動予定表（オーストラリア）

		内 容	
令和 8 年 10月25日 (日)	凡例 借上バス 航空機	1000頃	成田空港 シガポール空港等経由地 【宿泊先】 機内泊
現地時間 10月26日 (月)	0700頃	ブリスベン空港 着替え場所 陸軍第1師団 昼食 ブリスベン空港 1500頃 キャンベラ空港 夕食会場 【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル	1800頃
現地時間 10月27日 (火)	0900頃	【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル 豪州日本大使館 戦争大学 昼食 【宿泊先】 着替えのため 戦争記念館 【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル 1900頃 夕食会場 【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル	
現地時間 10月28日 (水)	0900頃	【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル 国防軍士官学校 昼食 国防省 【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル 1900頃 夕食会場 【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル	
現地時間 10月29日 (木)	0700頃	【宿泊先】 キャンベラ市内ホテル DSTG 昼食 国立博物館等シドニー市内 夕食会場 【宿泊先】 シドニー市内ホテル	
令和 8 年 10月30日 (金)	0800頃	【宿泊先】 シドニー市内ホテル シドニー空港 シガポール空港等経由地 2200頃 羽田空港	